	その他収入	282,156
	補助金等収入	2,098,771
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 8,731
	寄附金収入	964,419
	業務活動によるキャッシュ・フロー	4,531,747
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△ 233,177
	有価証券の売却による収入	450,420
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,881,836
	無形固定資産の取得による支出	△ 48,087
	減価償却引当特定資産の繰入による支出	△ 246,000
	定期預金等の預入による支出	△ 1,100,000
	定期預金等の払戻による収入	1,100,000
	施設費による収入	172,706
	小計	△ 2,785,975
	利息及び配当金の受取額	55,471
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,730,503
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 810,228
	ＰＦＩ債務の返済による支出	△ 30,240
	長期借入金返済による支出	△ 1,356,494
	長期借入による収入	561,116
	小計	△ 1,635,846
	利息の支払額	△ 103,904
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,739,750
Ⅳ	資金に係る換算差額	—
Ⅴ	資金増加額	61,493
Ⅵ	資金期首残高	6,259,551
Ⅶ	資金期末残高	6,321,044

利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益			661,076,608
	当期総利益		661,076,608	
Ⅱ	利益処分額			
	積立金		374,595,619	
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
	教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営改善積立金	286,480,989	286,480,989	661,076,608

注　記

【重要な会計方針】

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和８年１月30日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を採用し、「ミッション実現加速化経費」、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。また、学内プロジェクト事業等該当する場合は、役員会の承認により業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６年～50年
構築物	10年～50年
工具器具備品	１年～20年
船舶	５年
車両運搬具	５年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．返還免除引当金の計上基準

将来の奨学金の返還免除による損失に備えるため、免除となった実績率により返還免除見込額を計上しております。

４．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。